

## 令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(金融庁総合政策局総合政策課)

項目名	OECDの新国際課税ルールに係る所要の措置								
税目	法人税								
要望の内容	<p>OECDの新国際課税ルールに係る国内法の整備については、国内金融機関に過度な事務負担が生じることのないよう、実務に配慮した措置を講じること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 40%;">平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">一 (一)</td> <td style="width: 50%;">百万円 百万円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(改正増減収額)</td> <td style="text-align: center;">(一)</td> <td style="text-align: right;">百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	一 (一)	百万円 百万円)	(改正増減収額)	(一)	百万円)
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	一 (一)	百万円 百万円)							
(改正増減収額)	(一)	百万円)							
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的  OECDの新国際課税ルールに係る国内法の整備については、実務に配慮した措置を講じることにより、国内金融機関に過度な事務負担が生じることがないようにして、国内金融機関の保護を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性  2021年10月に国際的に合意された新国際課税ルールの導入に向けて、我が国においても、令和5年度税制改正により新国際課税ルールの第2の柱（グローバル・ミニマム課税）のうち所得合算ルール（IIR）が法制化された。  IIR以外の軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）を含め、OECDにおいて議論されるものについては、法整備が検討されているところ。  国内法の整備にあたっては、国内金融機関に過度な事務負担が生じることのないよう、実務に配慮した措置を講じる必要がある。</p>								

今 回 の 要 望 ( 租 税 特 別 措 置 ) に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	III-1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	OECD の新国際課税ルールに係る国内法の整備については、国内金融機関の実務に配慮した措置を講じること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	有 効 性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	OECD の新国際課税ルールが適用される国内金融機関が対象となる見込み。
	相 當 性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新たな税制の導入にあたり、実務に配慮した措置を講じることは、国内金融機関の適正な業務遂行に資する見込まれる。
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	相 當 性	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	新たな税制の導入にあたり、実務に配慮した措置を講じることは、国内金融機関の適正な業務遂行に資するため、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。